

**次世代へつなぐ震災伝承事業（次世代伝承者育成プログラム構築）
業務委託仕様書（企画プロポーザル用）**

この仕様書は、福島県（以下、甲という。）が受託者（以下、乙という。）に委託する「次世代へつなぐ震災伝承事業（次世代伝承者育成プログラム構築）」（以下、本事業という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

1 業務の名称

次世代へつなぐ震災伝承事業（次世代伝承者育成プログラム構築）業務

2 目的

東日本大震災及び原子力災害の発生から11年が経過し、今後も震災の事実と経験をいかに伝承していくかを考えた場合、語り部の生の声による伝承活動の継続は一層重要視されると言える。しかし、県内の各地域の団体等による語り部活動が展開されている中で、それらの連携や後継者不足などの課題から、持続可能な体制の構築が求められている。

次世代への震災の記憶と教訓の伝承につなげていくために、語り部団体等のネットワーク化や、人材育成、県外等への語り部派遣を行う語り部等の持続的な活動の仕組みをつくっていくことを目的とする。

3 委託費の上限

2,000,000円（消費税及び地方消費税込み）

4 委託業務期間

委託契約締結の日から令和5年3月17日（金）まで

5 委託業務及び提案の内容

【提案事項】

- 1 自社の実績やノウハウに基づく、原子力災害の特殊性を考慮した現時点での人材（次世代伝承者）育成プランを提案し、その理由を示すこと。
- 2 ア～キまでの業務遂行にあたり、内容をより充実させ、効果的に次世代伝承育成を進めるための提案をすること。

本業務内容は、以下に掲げるとおりとする。

ア 先進事例の調査まとめ

先進事例から、次世代への震災の記憶と教訓の伝承につなげていく「ふくしま震災等語り部」の次世代伝承者育成プログラムの基盤となる調査結果をまとめること。

イ 次世代伝承者育成プロジェクトチームの意見集約

次世代伝承者育成プロジェクトチーム会議から出された意見等を、次世代伝承者育成プログラムに反映できるよう項目別に整理すること。

ウ 次世代伝承者育成プログラムの方向性

福島県が経験した震災と原子力災害、復興へ向けた県民の努力や思いについて、風化させることなく後世へ語り継いでいく「持続可能な体制作りを目指す」ことを根底に置いたプログラムの方向性を提示すること。

- エ 次世代伝承者育成における養成内容案（具体的研修内容）
次世代伝承者養成の研修を受ける者が、被災地の現状や被災者（語り部）の思いを学び、口演内容や話し方を習得するための具体的な研修内容案をまとめること。
- オ 次世代伝承者養成スケジュール案（養成期間2年）
次世代伝承者養成の研修を受ける者が、被災地の現状や被災者（語り部）の思いを学び、口演内容や話し方を習得するために必要なスケジュール案を作成すること。
- カ 研修テキストの案
次世代伝承者養成の研修を受ける者が、被災地の現状や被災者（語り部）の思いを学び、口演内容や話し方を習得するために必要な研修テキスト案を作成すること。
- キ 養成終了後の語り部派遣活動案
次世代伝承者養成の研修を終了した者が、福島県震災ならではの被災者（語り部）の思いや「風化防止・風評払拭」を広く発信できる派遣活動案を具体的に作成すること。

6 成果品

- (1) 実績報告書（任意様式・正副本 1部ずつ）
- (2) 次世代伝承者育成プログラム（1部）
- (3) 次世代伝承者育成プロジェクトチーム会議の議事録（1部）
- (4) 提案事項3～7の完成版をまとめた報告書（1部）

7 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を県の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務着手届
 - ・総括責任者通知書
 - ・実施工程表（様式任意）
 - ・業務実施体制図（様式任意）
 - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
 - (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務完了届
 - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- ※当事業は、福島再生加速化交付金を活用している。業務実績の検査に当たり、再委託先も含めた領収書の写し等の証憑資料を全て提出すること。

8 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

9 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。甲は本業務実施のために必要な協力をする。

10 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとし、疑義が生じる場合は甲と協議するものとする。

等事業は、福島再生加速化交付金を活用した事業であり、甲は業務実績の検査に当たり、乙は、乙の再委託先も含めた領収書の写し等の証憑資料を全て提出することとなる。

なお、証憑資料の提出が無いものは、検査不合格となり、その分の費用は乙が負担することとなるので十分注意すること。

11 その他

- ・乙は著作権（著作権法第 27 条および第 28 条で定める権利を含む。）について甲へ譲渡する。
- ・乙は著作権人格権について、一切行使しないものとする。
- ・乙がやむ得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれないものとする。

12 新型コロナウイルス感染症による契約変更について

新型コロナウイルス感染症により、仕様書内容の実施が困難な場合、又は内容を変更ないし縮小せざるを得ない場合、契約金額、契約内容等に変更が生じることがある。変更内容については、甲乙協議のうえ、定めることとする。